

**第七期東京都障害者施策推進協議会  
( 第 1 回総会 )**

平成 2 6 年 2 月 5 日

福祉保健局

(午後7時04分 開会)

山岸部長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第七期東京都障害者施策推進協議会の第1回総会を開催をいたします。

私は、福祉保健局障害者施策推進部長の山岸と申します。会長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以降、着席して進めさせていただきます。

本日は、委員、専門委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、このたびは、本協議会の委員、専門委員にご就任いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

なお、本日の総会の終了予定時間でございますけれども、8時50分とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、お手元に配付してございます会議資料につきまして確認をさせていただきます。

藤井課長 障害者施策推進部計画課長の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以後、座って説明させていただきます。

お手元に配付してあります資料の確認をさせていただきます。配付資料は、まず資料1-1、東京都障害者施策推進協議会条例、次に、資料1-2、東京都障害者施策推進協議会条例施行規則、資料2-1、第七期東京都障害者施策推進協議会委員名簿、資料2-2、第七期東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿、資料2-3、第七期東京都障害者施策推進協議会幹事名簿、資料2-4、第七期東京都障害者施策推進協議会書記名簿、資料3-1、月間の障害福祉サービス等に係る実績、資料3-2、障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランに係る実績、資料3-3、地域生活基盤の整備状況、資料3-4、入所施設から地域生活への移行等に係る実績、資料3-5、入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る実績、資料3-6、一般就労への移行に係る実績、資料3-7、障害者計画に係る計画事業の進捗状況、資料4、東京都障害者計画・第4期障害福祉計画の策定に係るスケジュール(案)、資料5、平成27年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し(案)概要、そのほかに、参考資料といたしまして、冊子であります東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画(概要・あらまし・本文)があります。また、参考資料2としまして、「社会保障審議会障害者部会(第55回)」(平成26年1月24日)配付資料の抜粋でございます。

もし、不足がございましたら、挙手の上、近くの者にお伝えいただければと思います。大変資料が多くて申しわけありません。

なお、本協議会は、審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいております。また、本日は傍聴者の方もいらっしゃいます。ご承知おきいただきたいと思います。

山岸部長 それでは、初めに、本協議会第七期目の第1回総会でございますので、委員

と専門委員の皆様をご紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、お手元の資料2をごらんいただきたく思います。後ほど、お一人ずつ、自己紹介を兼ねてご発言の機会をとりますので、ここでは名簿の順に従いまして、お名前のご紹介にとどめたいと存じます。お名前をお呼びいたしましたら、恐縮ですが、ご起立または一礼をお願いいたします。

まず初めに、千代田区長の石川雅己委員ですが、本日はご欠席です。

続いて、東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長の伊藤善尚委員でございます。伊藤委員 よろしくお願いいたします。

山岸部長 大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科学科長、小川浩委員でございます。

小川委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の小澤温委員でございます。

小澤委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟事務局長の越智大輔委員でございます。

越智委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 公募委員の加藤守康委員でございます。

加藤委員 加藤です。よろしくお願ひします。

山岸部長 東京都立東大和療育センター院長の倉田清子委員です。

倉田委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 檜原村村長の坂本義次委員でございます。

坂本（義）委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 公益社団法人東京都盲人福祉協会会長の笹川吉彦委員でございます。

笹川委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 東洋大学ライフデザイン学部教授の高橋儀平委員でございます。

高橋（儀）委員 高橋儀平です。どうぞよろしくお願ひいたします。

山岸部長 狛江市長の高橋都彦委員ですが、本日はご欠席です。

国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授の高橋紘士委員でございます。

高橋（紘）委員 高橋です。

山岸部長 弁護士の寺町東子委員ですが、本日はご欠席です。

公募委員の根本将吾委員でございます。

根本委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 公益社団法人東京都医師会理事の平川博之委員ですが、本日はご欠席でございます。

東京学芸大学名誉教授の松矢勝宏委員でございます。

松矢委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会顧問の宮澤勇委員でございます。

宮澤委員 よろしくお願ひ申します。

山岸部長 社会福祉法人東京都知的障害者育成会副理事長の矢野久子委員でございます。

矢野委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 社団法人東京都歯科医師会副会長の山崎一男委員でございます。

山崎委員 山崎でございます。よろしくお願ひいたします。

山岸部長 一般社団法人東京精神科病院協会会長の山田雄飛委員でございます。

山田委員 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

山岸部長 なお、本協議会の定足数は、条例の第8条によりまして、委員の半数以上の出席とされておりますが、本日は16名の委員にご出席をいただいておりますので、協議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、専門委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料の2-2をごらんいただきたいと存じます。名簿の順に従いまして、ご紹介を申し上げます。

東京都重症心身障害児(者)を守る会会長の岩城節子専門委員でございます。

岩城委員 岩城でございます。よろしくお願ひします。

山岸部長 上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授の大塚晃専門委員でございます。

大塚委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 公益財団法人東京都医学総合研究所難病ケア看護研究室室長の小倉朗子専門委員でございます。

小倉委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 東京都精神障害者団体連合会事務局長の斉藤紀恵専門委員でございます。

斉藤委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会理事長の坂本秀夫専門委員でございます。

坂本(秀)委員 坂本です。よろしくお願ひします。

山岸部長 社会福祉法人原町成年寮地域生活援助センター所長の笹生依志夫専門委員でございます。

笹生委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局長の佐田光三郎専門委員でございます。

佐田委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 社団法人日本自閉症協会理事の柴田洋弥専門委員でございます。

柴田委員 よろしくお願ひします。

山岸部長 特定非営利活動法人多摩在宅支援センター理事長の寺田悦子専門委員でございます。

寺田委員 よろしくお願ひいたします。

山岸部長 特定非営利活動法人D P I日本会議常任委員の中西正司専門委員でございます。

中西委員 中西です。よろしくお願いいたします。

山岸部長 社会福祉法人東京都知的障害者育成会本人部会副代表の橋本豊専門委員でございます。

橋本委員 よろしくお願いいたします。

山岸部長 東邦大学医学部精神神経医学講座教授の水野雅文専門委員ですが、おくれていらっしゃるようですので、また後ほど、ご紹介を申し上げます。

社会福祉法人南風会青梅学園統括施設長の山下望専門委員でございます。

山下委員 よろしくお願いいたします。

山岸部長 以上で、委員、専門委員の皆様のご紹介を終わります。

なお、本協議会には専門の事項を調査するための専門部会を設置することができるようになっておりますが、この設置につきましては、次回総会でお諮りをしたいと考えております。

本日は、本協議会の幹事、書記として福祉保健局及び関係局の部長、書記が同席しております。資料2 - 3及び資料2 - 4の名簿をもって、紹介にかえさせていただきます。

次に、本来でしたらば、会議次第の3にございますように、ここで福祉保健局長、川澄よりご挨拶を申し上げる予定にしておりましたが、大変申しわけございません。急に体調を崩しまして、本日は欠席をさせていただいております。大変失礼とは存じますが、局長からは次回の総会でご挨拶を申し上げることにさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

続きまして、会長互選及び副会長の指名に移らせていただきます。

まず、会長の選任でございます。資料1 - 1をごらんください。東京都障害者施策推進協議会条例の第5条第1項で「協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する」と規定してございます。これに基づきまして、会長を互選していただきたいと存じますが、ご推薦等いかがいたしましょうか。

松矢委員、お願いいたします。

松矢委員 松矢でございますが、推薦させていただきます。私は、高橋紘士委員に会長をお引き受けいただきたいと思っております。高橋委員は、五期、六期協議会において会長をなされましたし、また、東京都社会福祉審議会の副委員長も務められ、障害者施策、福祉施策への造詣が深い委員の方でございます。ぜひこの協議会においてもうまく取りまとめいただきたいと思ひまして、会長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

山岸部長 ただいま松矢委員から高橋紘士委員を会長にというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

山岸部長 ありがとうございます。それでは、高橋（紘）委員に本協議会の会長をお願いいたしたいと存じます。高橋（紘）委員、どうぞ会長席のほうにお移りいただければと思います。

それでは、早速で申しわけありません。高橋（紘）会長に一言ご挨拶をいただければと思います。

高橋（紘）会長 高橋紘士でございます。東京都のこの協議会は、第五期、第六期と会長を務めさせていただきました。その前は専門部会で計画答申の取りまとめもお手伝いさせていただきましたが、今期は、ご承知のように、制度が大きく変わりましたし、何よりも権利条約とか、さまざまな障害者をめぐりますさまざまな環境が大きく変わりつつあるというふうに思っております。

一方で、厳しい財政状況もあり、東京都で言いますとパラリンピック・オリンピック、2020年を控えているわけですが、その中で、やはりパラリンピックに象徴されますように、障害者の施策を非常に幅の広い視点と、一つ一つの個別のサービスの両方を充実させなければいけないという、そういうことがあるかと思ひまして、この協議会の役割は大変大きいというふうに認識しておりますので、委員の皆様のご尽力、ご協力をいただきながら、協議会の運営に努めてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

山岸部長 ありがとうございます。

続きまして、本協議会の条例第5条第3項に基づきまして、高橋会長から副会長のご指名をいただきたいと存じます。

高橋（紘）会長 それでは、高橋儀平先生、東京都福祉のまちづくり推進協議会の会長も務められておりますし、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、いわば都市環境の問題、これは大都市東京の非常に重要なポイントでございますが、そういう領域でご活躍をされておりますし、第六期におきましても副会長としてご尽力をいただきましたので、高橋儀平委員をお願いしたいと思ひます。よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

高橋（紘）会長 それでは、高橋先生、よろしくお願いをいたします。

それでは、高橋副会長に一言ご挨拶をよろしくというふうになっておりますので。

高橋（儀）副会長 はじめまして、東洋大学ライフデザイン学部の高橋儀平と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

今、会長のほうからお話がありましたけれども、急激に障害者を取り巻く環境は変化しきています。私は建築、まちづくりの専門なんですけれども、この施策の東京都の推進にどこまでかかわれるか、大変微力でありますけれども、会長を補佐してまいりたいと思ひますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。ありがとうございます。

山岸部長 ありがとうございます。

なお、ご発言の際は、お手元のマイクの前にございます赤いボタンを押してからご発言をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行は高橋会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本協議会の所管事項といいたしましょうか、これは条例第2条にも規定されているとおり、障害者計画に関すること、障害者に関する施策の推進について調査審議し、その実施状況を監視することにあります。監視という言葉はなかなか難しい言葉だと思いますが、英語ですとモニタリングという言葉かなというふうに思っていますが、実施状況の監視については、障害者基本法の改正によって、新たに障害者施策推進協議会の事務に追加された事項であります。本日の主な議事は、その実施状況の監視である東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画の実施状況についてということ審議をしていただくということになります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

委員の皆様のご意見、ご質問等については、事務局の説明の後、お願いをすることにしておりますので、それでは、資料説明、これは藤井課長からお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

藤井課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画に係る平成24年度の実施状況につきまして、ご報告させていただきます。

資料3-1をごらんいただきたいと思います。月間の障害福祉サービス等の実績及び見込みでございますが、全体状況といたしましては、相談支援事業を除いて、おおむね見込みどおりとなっております。訪問系サービスにつきましては、サービス量が見込みを下回っておりますが、これは利用者数が見込みを下回った結果でありまして、一人当たりのサービス量の実績は見込みを上回っているところです。日中活動系サービスにつきましては、サービス量、利用者数ともに見込みを上回っております。サービス種別ごとではばらつきがある状況でございます。生活介護については、実績が見込みを下回る一方で、就労継続支援B型につきましては、実績が見込みを大幅に上回っております。居住系サービスにつきましては、グループホーム・ケアホームの利用者数の実績が見込みを上回る一方で、入所施設利用者の実績は見込みを下回っております。先ほども申し上げたとおり、相談支援事業につきましては、見込みを大幅に下回っているところです。

資料の次ページをごらんいただきたいと思います。日中活動系サービス、グループホーム・ケアホーム、短期入所の利用者数やサービス量につきまして、平成18年度以降の状況をグラフ化したものでございます。日中活動系サービスや短期入所の利用者数の平成24年度実績につきましては、既に平成25年度の見込みを上回っている状況でございます。

次に、資料3-2をごらんいただきたいと思います。障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランに係る実施状況でございます。このプランでは、平成26年度までに必要と見込んだ障害福祉サービス量を確保するため、平成24年度から平成26年度末までの3年間におきまして、4,810人分の定員を新たに確保することとしております。1、地域居住の場の整備であるグループホーム等につきましては、プランの1,600人の定員増に対しまして、平成24年度において570人の定員増を図り、約36%の進捗率となっております。2、日中活動の場の整備である通所施設等につきましては、プランの3,000人の定員増に対しまして、平成24年度において2,701人の定員増を図り、約90%の進捗率となっております。3、在宅サービスの充実である短期入所につきましては、プランの210人の定員増に対しまして、平成24年度において74人の定員増を図り、約35%の進捗率となっております。プランの全体では4,810人の定員増の計画に対しまして、平成24年度において3,345人の定員増を図りました。

次に、資料3-3をごらんください。地域生活基盤の整備状況でございます。障害者の地域移行・安心生活支援3か年プランにより、定員増に取り組んだ結果、平成24年度末におきまして、地域居住の場であるグループホーム・ケアホームにつきましては5,979人、日中活動の場である通所施設につきましては3万8,487人、在宅サービスの充実である短期入所につきましては815人の定員となっております。

次に、資料3-4をごらんください。福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績でございます。1、地域生活移行者数でございますが、第3期障害福祉計画における目標を平成17年10月時点の入所者数の3割である2,204人としておりますが、平成24年度末実績は1,127人となっております。これは単年度の平均では約150人の入所者が地域生活へ移行したこととなります。2、入所施設定員数の推移でございますが、第3期障害福祉計画における入所施設定員の目標については、平成17年10月の定員数である7,344人としておりますが、平成24年度末で7,374人となっております。

次に、資料3-5をごらんください。入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る実績でございます。この実績につきましては、平成24年度実績を集計中でありまして、平成23年度実績を報告いたします。1、1年未満入院者の平均退院率ですが、第3期障害福祉計画における目標を76%維持・向上としておりますが、平成23年度実績は74.5%となっております。2、1年以上入院者の退院率ですが、第3期障害福祉計画における目標を29%以上としておりますが、平成23年度の実績は32.0%となっております。

次に、資料3-6をごらんください。一般就労への移行に係る実績でございます。1、区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労ですが、第3期障害福祉計画における目標を1,500人としておりますが、平成24年度実績は1,630人となっております。

り、既に目標値を上回っております。2、福祉施設における就労から一般就労への移行ですが、第3期障害福祉計画における目標を852人としておりますが、平成23年度実績は448人となっております。

なお、平成24年度の実績は、今後、国からの調査依頼を受けて、把握する予定としております。

次のページをごらんいただきたいと思います。3、労働施策との連携による「福祉施設における就労から一般就労への移行」でございますが、目標達成状況は各項目によりばらつきがある状況でございます。

なお、上から4番目の項目の職場適応援助者（ジョブコーチ）による一般就労への移行者数につきましては、前ページの福祉施設における就労から一般就労への移行者数と同様、国からの調査依頼を受けて、把握する予定としております。

次に、資料3-7をごらんいただきたいと思います。障害者計画では、障害福祉計画の対象となっている施策を含めまして五つの施策目標を掲げております。また、それぞれの施策目標に連なる取り組みを定めておりまして、その取り組みに対応する211の事業を障害者計画の対象としているところです。全211事業でございますが、次ページ以降におきまして、平成24年度末の状況を記載しております。時間の関係もございますので、おのこの事業につきましての説明は省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それこそ、モニタリングでございますので、今のご報告について、いろいろご意見を頂戴しなければいけないというふうに思いますが、このご意見も含めまして、第七期の第1回総会でございますので、委員及び専門委員全員、お一人ずつ自己紹介も兼ねてお話をいただけないかというふうに思っております。といっても、5分お願いすると、あっという間に9時になりますので、お一人1分から2分という大変短時間で恐縮でございますが、ストップとは言いませんので、それぞれのところで、一、二分ずつご発言をいただくということで、よろしく願いをいたします。うまくスムーズに行きますと、多分時間が少し余るはずでございますが、そのときに改めて補足をいただく時間があればいいなというふうに思っております。というわけで、一人2分、30人、60分と、ここの進行表に書いてございますので、少しそこら辺をご配慮の上ということで、すみません、皆さんに発言をお願いするというわけでございますから、順番で。小川委員から時計回りに発言をお願いするというので、いかがでございましょうか。

小川委員 大妻女子大学の小川でございます。私は、障害者福祉の中で特に就労支援が専門でございますので、就労支援の観点から一言述べさせていただきます。

精神障害者の雇用義務化を控え、それから本年度の4月から雇用率もアップし、東京都では、比較的これから障害者雇用が活性化する時期に入ってくるかと思っておりますけれども、どうしても数字的にはいろいろな数が上がってくるのだろうと予測しますが、

質の面で非常にラフな障害者雇用、そして、定着がなかなかままならないという状況が起こることが予想されますので、そうならないようなモニタリングというか、そうならないような計画、それからモニタリングをどういうふうにしたらいいのかというあたりが課題になってくるかと思います。よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、小澤委員、お願いいたします。

小澤委員 筑波大学の小澤と申します。前期に引き続いてということでございます。私自身は、障害福祉全般に関することを専門としておりますが、特に計画、非常に大きな課題の一つです。

あともう一つ、相談支援のあり方も、最近、ずっと私がかかわっている課題の一つで、これは実績報告の中にもございますように、今後、東京のほうで相談支援をどう進めるかというのは大きなテーマになるかなと思っておりますので、また審議のときにはいろいろと意見交換させていただけたらと思います。

それから、もう1点は、これ、参考資料2というのに、国の社会保障審議会障害者部会のほうがありますね。これはちょうどかかわっておりましたので、実は、これから多分新たにつくる障害福祉計画、かなり今までとつくり方も手法も考え方も大分違うので、その意味では、さまざまな角度で意見をいただいて、東京ならではの計画ができたらいいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

高橋（紘）会長 それでは、加藤委員、よろしく願いいたします。

加藤委員 加藤でございます。私は、今回、公募委員ということで選任をされました。私が志望しましたのは大きく二つありまして、一つは、私の妹が知的障害者であった、あったという過去形でお話ししますが、5年ほど前に残念ながら亡くなりました。施設でずっと生活をしてきました。そのことが一つと、もう一つは、私自身、実は公務員で東京都職員、そして、練馬区の職員として、ずっと公務サービスというか、そういう形で地域とかかわりましてやってまいりました。ちょっときざっぱい言い方になりますが、私自身は、信条として公務員というのは最大のサービス産業だと、そういう考えを持ってずっと仕事をしてまいりました。退職後、縁ありまして東京家庭裁判所の調停委員をさせていただき、また、そこに成年後見センターというのがご承知のようにございますけれども、そのこの参与員という形で成年後見にもかかわらせていただいて、昨年、ちょうど一区切りになりました。たまたま今回、こういう公募がありましたので、応募させていただき、多少なりとも一都民の視点でいろいろな形で障害者の問題を考えていきたいと、このように考えまして応募した次第です。よろしく願いします。

高橋（紘）会長 どうもありがとうございました。

倉田委員、よろしく願いします。

倉田委員 私、東大和療育センターというところの院長をしております倉田と申しますが、2回目なんですけれども、余り役に立たなかったんじゃないかなと、ちょっと反省

していますけど、私のこの東大和療育センターというところは重症心身障害児（者）の施設になっておりまして、東京都から全国重症心身障害児（者）を守る会という社会福祉法人が指定管理の委託を受けまして、運営しているという施設で、そちらにいらっしゃる岩城委員も、この守る会の東京都の会長でありますけれども、非常に守る会の理念として、最も弱いものを一人も漏れなく守るという理念がありまして、それに沿って行っているわけですが、数的には非常に小さなグループなので、皆さん、目につかなかったり、現実をご存じない方が多いんじゃないかなと思いますけれども、先日、うちの施設の中で不幸にも亡くなられた方が一人おりまして、そのときに、長期入所ということで募集をかけるんですけれども、そういったしますと、1人の募集に85名という入所の応募者が出てくるんですね。そのように、やっぱり親も高齢化してきて、障害児（者）が、もう児じゃなくて者になっております。重症心身障害者というような言い方をしていますけども、そういう人たちも、そういう施設に入って、医療も福祉も受けたいという人がそのぐらいの頻度にいるということ、皆さん、知っていただければいいかなと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 それでは、坂本委員、よろしく願いいたします。

坂本（義）委員 東京都に陸続きで一つになりました村、檜原村の坂本義次でございます。私どもは、皆さん、ご存じの方、ご存じない方もいるかと思っておりますけれども、非常に急峻な地形でありまして、標高1,500メートルの山があるところでございます。人口も既に2,500を割りました。高齢化率も40%をはるかに超えているところでございまして、障害者福祉についても、いろいろ施設的にも、まだまだ頑張っていかなきゃならないかなという思いもある状況でございますけれども、これから地域の住民の障害者に優しい村づくりを皆さんに勉強させていただきながら、進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

笹川委員、よろしく願いをいたします。

笹川委員 東京都盲人福祉協会の笹川と申します。

3点申し上げたいと思います。第1点はバリアフリーの問題ですけれども、副会長になられた高橋儀平先生が中心になって、このバリアフリーの問題、徐々に解決をしていただいておりますけれども、今一番私どもの中で問題になっているのは、ホームからの転落事故です。昨年も新宿と中野で転落事故がありました。幸い命には関係なかったんですけれども、やはりけがをしております。そういう意味で、やはり特に都内においては、安全設備の整備ということを重点的に取り上げていっていただきたいというふうに考えています。

それから、2点目は就労の問題です。視覚障害者の場合、もうご承知のとおり、非常に就業率が低い。特に公務員関係で大変低いわけですが、東京都も視覚障害者の

公務員採用、前向きに取り組んでいただいておりますが、実際に合格をしても、なかなか適正な配置がされないということも伺っております。それはやはり見えないということから来る大きなハンディだと思っておりますけれども、やはり雇用に関しては、公的機関が前向きに取り組んでいただくということは大事じゃないかなと思います。職員の採用で 類というのがあるんですけども、これは障害者を対象とした採用試験ですけれども、その中で前々から私ども要望しているんですけども、障害者の中で点字受験を認めないという制約があります。公務員試験のほうは認めているんですけども、このいわゆる障害者を対象とした職員採用試験、これでは点字受験を認めないと。ご承知のとおり、昨年、障害者差別解消法というものもできましたし、この機会に、ぜひこの点字で受験ができるような、そういう道を開いていただきたい。最近はIT機器も随分開発されて、視覚障害者の中でも全然見えなくても操作して、プログラマーになっている者もいます。それから活字を読み取る装置も開発されています。そういう意味で、少しでも雇用の道を開いていただきたい。

それから、3点目は情報サービスの問題ですけれども、我々、視覚障害者の場合は、何といっても情報不足です。一つ例を挙げますと、選挙の公報の問題です。24年度、25年度、大変選挙が頻繁に行われました。現在も都知事選挙が進行しておりますけれども、この公報の全文の点訳あるいは音声訳、活字、大活字による音声サービス、これが非常に不十分であります。基本的な人権にかかわる問題であるにもかかわらず、なかなか解消されません。できましたら、今回のこの知事選挙で、一体選管がどれだけの点字資料あるいは音声資料を出したか、そういったことがわかれば大変ありがたいと思うんですけども、いずれにしても、非常にこの分野が立ちおくれておりますので、これからの計画の中で何とか解消していただきたいというふうに思っています。

以上です。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、越智委員、よろしくお願いいたします。

越智委員 東京都聴覚障害者連盟の事務局長、越智と申します。今までは理事長の宮本が担当してまいりましたが、昨年の11月に公益法人に移行しまして、組織が変わりましたので、私が担当になると思います。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、現在、全国レベルで手話言語法の制定に向けて運動を進めております。地方においても、鳥取県、石狩市などでは手話言語条例ができております。東京では残念なことに、手話に関する事業はまだまだといいますが、失礼な言い方になりますが、不十分なところがございますので、今後、手話に関する事業を充実させていただければと思っております。

もう一つ、ここで話し合っていたいただきたいと思っているのは聴覚障害者の問題です。例えば聴覚障害と視覚障害を持つ盲聾者、また、聴覚障害と知的障害をあわせ持っている障害者、その重複障害者に対する施策がまだまだ十分ではないと思っておりますので、

そのあたりも、今後、話し合っ、聴覚障害者に対する施策を充実させていただきたい  
と思います。よろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、根本委員、よろしくお願いいたします。

根本委員 公募委員の根本でございます。まずもって、このような機会をいただいたこ  
とに大変感謝申し上げるとともに、大変身が引き締まる思いであります。

私は、帝京大学に勤務しておりまして、特例子会社に所属しております。そちらでは  
18歳から24歳、特別支援学校を卒業した青少年が大学内で配賦等、また、いろんな  
業務等についているコーチングに携わっております。とりわけ私は、青少年、若年者層  
の就労支援、そして、日中活動の場、グループホームということに大変関心を持ってお  
ります。こちら、ニュース等でも見ましたグループホーム、そしてまた、その中に生  
まれる問題等ということも拝見いたしました。そのようなことをこの場で話し合っ  
ていきたいと同時に、また、東京オリンピック2020年を契機に、障害をお持ちの方が一  
般社会に溶け込み、当たり前でいられるような、そんな社会を2020年に提示してい  
けるような形として、このような場でお話をさせていただければと考えております。ど  
うぞよろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、松矢委員。

松矢委員 松矢でございます。今回で3期目になりますが、私は、国立、私立を含めて  
40年余、教育、福祉、雇用・就労関係の職員になる人材の養成にかかわってきました。  
ですから、きょうも報告されている数値目標、もちろんそこに投入される予算等大きい  
んですけれども、その人材、多職種連携というものがどういうふうに通いて、この数値  
になっているのかということに大変関心を持っております。実際、この項目でもサー  
ビスを担う人材の養成確保がありますけれども、その辺のところは非常に今後重要で、特  
に国の施策でも、この項目でもある相談支援、いよいよ本格的にサービス等利用計画、  
ケアマネジメントが始まっていくという点で、今期にかかわる施策だと思っておりますので、  
非常に関心を持っております。勉強したいと思っております。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、宮澤委員、よろしくお願いいたします。

宮澤委員 東京都身体障害者団体連合会の宮澤と申します。私のほうの団体は、東京都  
23区、三多摩を含めて、今、加盟団体が19団体になっています。五、六年前は25  
団体ぐらいあったんですけど、だんだん今、障害者団体も高齢化になってきて、そ  
の加盟団体の会長さんがおやめになると、席を継ぐ人がいないということで、だんだん  
加盟の方がやめていってしまうという、ちょっとつらいところがあります。

もう一つ、大事なのが、やっぱり高齢ですので移動がなかなか大変なんですね。各ブ  
ロックをつくっているんですけども、そのブロックの福祉講座で、台東区あるいは墨

田区とか、そういうところでやるのはいいんですけど、ちょっと離れたところに行きますと、なかなか移動が困難で人が集まらないという状況があります。これも2020年の東京オリンピックまでに、東京都が、都内ユニバーサルデザインのまちづくりということで、どなたでも移動が簡単なまちに東京都になっていただきたく、それも少しこの機会に、計画でお願いしたいなと思っています。よろしくどうぞお願いします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、矢野委員、お願いいたします。

矢野委員 東京都知的障害者育成会の矢野でございます。東京都育成会には、公益事業といたしまして手をつなぐ親の会がございます、その私は副会長も兼ねております。親の会では、知的障害のある人の権利を守りたいということで、ずっと活動をしてきたんですけども、今、一番問題になっておりますのが、ご本人、そして、家族の高齢化です。ご家族がぎりぎりまでご本人を見守り、また、介護をしてきた。それがせっぱ詰まって、ショートを回ったりとか、入所とかという話が数少なくございません。やはり若いときからいろいろな生活を体験する、ひとり暮らし、グループホーム、また、ショートなど、いろいろな体験をすることで、ご本人が家族から離れて生活ができる。そういう体験をしておかないと、人生最後の時点で、幸せだったかな、どうだったかなということが、不満も不安も出てくるのだろうなと思っています。そういう体験をするためには、まず情報がないといけないんですけども、知的障害の人の場合の情報保障というのがなかなか進んでおりません。この会議には、ゆうあい会からいつも委員を出させていただいているので、東京都は随分進んでいるようではございますが、やはりさまざまな知的障害の人にとどこまで情報が渡っているのか、非常に私は疑問に思っております。具体的にはどうするかということも、これから皆さんとご相談、また、お知恵をおかりしたいなとは思いますが、きょうのような発言のときにも難しい言葉はなるべく避けていただきたいと思っておりますし、できれば計画のようなものも、簡単にしたものをわかりやすいものなどもつくる、そういうふうなこともこれからは考えていただければなと思っています。いろいろございますが、情報保障ということ、視覚障害、聴覚障害の人だけではなくて、知的障害の人にも、皆さんの意識の中にぜひ入れておいていただきたいなと思っております。

以上です。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、山崎委員、お願いいたします。

山崎委員 東京都歯科医師会の山崎でございます。この会は初めて出させていただいたので、こういう発言の場があるということは聞いておりませんでしたので、ちょっと早く言ってほしかったなと思っておりますけれども、東京都歯科医師会でも、心身障害児（者）の治療を飯田橋にあります東京都立心身障害者口腔保健センターで行っております。ここでは、歯科医師が約10名、それから歯科衛生士20名、その他、言語聴覚士、

いろいろなスタッフのもとで、一日約70名の診療を行っております。そのほかに多摩地区には巡回診療車を出しまして、各施設、心身障害者の施設を回しまして、巡回診療を行っております。

それから、ここだけではなくて、東京都立ではないですけども、各地区の歯科医師会が東京の中にはたくさんございます。区と、それから市ですね。そういうところの歯科医師会の中で、今現在、14歯科医師会に心身障害者の歯科治療を行うセンターがございます。そこでも行っております。実施をしておりますけれども、なかなか行政からの支援、援助がないと、特に財政的な援助がないと、なかなかできないところがございます。ぜひこういう機会、発言の機会を与えていただければ、そういうお話もしなければいけないかなとは思っておりますけれども、ぜひここで皆さん方のお話をよく聞いて、少し勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

山田委員 東京精神科病院協会の山田でございます。私は、精神科の医療機関の立場からこの会に参加させていただいておりますが、精神障害の障害特性ということで、最初に申し上げておきたいのは、疾病と障害を持ち合わせているということです。この障害特性を前提に、さまざまな施策の検討をお願いしたいと思っております。

私どもの協会には67の民間病院があります。国からの方針である質の向上あるいは機能分化ということで、鋭意努力しているところですが、精神科病院の地域偏在があるというのは事実なんですけども、もう一つは、徐々に機能分化が進んでいますが、救急に対応できる病院と、重度かつ慢性の患者さんに対応するという病院、あるいはその両方と、大きくは三つに分かれてくるような気がしています。そういう中で、それぞれ質の担保なども考えなければいけないとは思っています。

もう一つは、先ほど資料が出てきましたけど、退院促進、地域定着とか就労支援という方向性に沿って運営していますが、退院させたいと思ったときに、グループホームなど中間施設が十分ではない、あるいは、具体的な話ですけども、ヘルパーさんが少なく、対応してくれれば何とか在宅でいけるかなという方も、うまくいっていないという状況にあります。先ほどデータで少しずつふえているのはわかりますが、このデータも、それぞれの障害について具体的な数字は出ていないので、わかりにくかったです。その辺についても、今後、協議していただいて、精神障害者の方々あるいは入院している患者さんたちが地域に出られる、あるいは退院したのちの環境づくりということも、皆さんで考えていただければと思っております。

ちょっと長くなりましたけども、よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、この椅子の並び順でやらさせていただきますので、岩城委員、よろしく願いいたします。

岩城委員 東京都重症心身障害児（者）を守る会の岩城でございます。よろしくお願いいたします。

日ごろから、東京都に本当にお世話になりまして、ありがとうございます。先ほど倉田先生、それから知的障害のほうの矢野さんのほうからお話がありましたが、私どもの子どもたちは、知的にも、肢体的にも、最も弱い重い障害をあわせ持っております。ですから、とても本人たちから意思表示ということはできませんので、私ども親が、やはりかわって表明していかなければならない、そういう立場にあります。

今回のこの事業の進捗状況を拝見しましても、年々、東京都のほうで、細かいところで重症心身障害に対していろいろと事業を広げていただいている。そのことも大変目で見てもよくわかる。ただ、私どもにそれがなかなかうまく制度を使いこなせないところもまだまだあります。これから進む中で見させていただきたい。

それから、現在、重症心身障害の、これ、全国組織でして、全国の会員が1万2,000人ぐらいおります。東京都は760名、その中の6割弱が在宅でございます。ですから、在宅の者たちが本当に東京に住んでいて、いろんな制度を使いながら、少しでも長くやはり在宅で生活を続けられるよう、そのためには、やはりそういう重い子ですから、施設というものがないと、やはりやっていかれないんです。介護をする親たちが、やはり家族もそうですが、含めて少し用事があるとき、それからどうしても体を休めたいときに必要な施設、それがやはり今、ちょっとまだ不足をしているために、入所を待っている者も多い。それからまた、短期入所等もなかなか使いこなせておりませんが、そのあたりで、少しでもやはりみんながうまくそれらを使って生活していけたらなど、いつもそれは思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、大塚委員、よろしくお願いいたします。

大塚委員 上智大学の代表です。よろしくお願いいたします。

障害福祉分野においては、引き続いて、障害者の地域で安心した生活を確保すると、これが大きなテーマ、目標だと思っております。東京都においても、地域共助の場の整備や日中活動の場の整備、在宅サービスの充実と、計画的に進められていただいていると思っております。その中で、このようなことを通して、地域生活への移行であるとかも着実に増加をしておりますが、やはり東京都の特徴として気になっているのが、入所定員ということについては引き続きということで、少々減ったかと思いますが、平成17年度と同じだということで、これについてどのように考えるかということは大きなテーマだと思っております。

そして、地域生活の移行をふやす、あるいは入所施設定員数の削減ということについては、先ほどから地域での支援体制をどう構築するかということが大きな課題だと思えますし、それにおいては、相談支援というのは非常に重要なことだと思っております。ご存じのように、サービス等利用計画につきましては、平成24年から3カ年の間に、全

ての障害福祉サービスを使っている障害児（者）について、サービス等利用計画を作成するということになっておりますが、先ほどのお話だと、なかなか東京都においてはその目標に達していないということもあると思っております。このようなことを通して、東京都において、どんな支援体制ができるかということを考えてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 それでは、中西委員、お願いいたします。

中西委員 中西でございます。DPI日本会議理事、それから、自立生活センター協議会の副会長と、地域生活の支援を当事者自身の主導でやっていこうという運動を進めていっています。それで、東京都の今回の検討内容を見ていくと、地域移行、地域生活の問題を取り上げていただいているのは結構なんですけども、これ、在庁都事務局にもお願いしたんですけど、ちょっと5項目ぐらい、どうしても議論していただきたい問題があるので、今、提起しておきます。

第1に、障害者差別解消法ができて、その支援協議会、これを自治体レベルでつくらなきゃいけないということで、東京都もつくることになると思っておりますが、これについても、委員の過半数は障害者であるようにというような形で、国の制度改革会議がそういうベースでやってきましたので、そういうことを東京都のほうも取り入れてやっていただきたいという点。

第2に、重度訪問介護の対象拡大で、精神、知的が入ってきましたけれども、どうも国は行動援護をやっている精神、知的でないと思えないと、これは枠をはめてきそうなので、東京都は、これは対象拡大できる制度にはなっていますから、十分な予算措置をしてやってほしいので、これも議論対象にしてほしいと。

それから、第3、グループホームの一元化と地域拠点整備のほうで、グループホーム20人規模とショートステイをあわせて60人ぐらいの規模の大規模グループホーム化を目指す国の政策があるので、東京都では、はっきりと20人以内の小規模でやっていくという方向を打ち出してもらいたいと思っております。

第4に、地域移行支援の地域体制整備コーディネーター、これは精神の障害者が地域へ移行する場合のリソ協議会なんかパイプ役となって、地域の支援体制強化をやっていくんですけども、こういう保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、専門委員入れたような基幹相談支援センターでの支援方法も考えられて、大阪などでは実施されているので、こういう先行例を研究して、この委員会で取り上げていければいいなど。

5番目には、差別禁止条例、これは国に解消法ができたなら、東京都もぜひ取り組むべき時期に来たろうと。知事も交代するので、ぜひ取り組んでもらいたいなと思っております。これらが議題に入れられるのかどうかを、事務局、会長に伺いたいのが第1点。

あとこの分厚い最後に出された計画に係る計画事業の進捗状況、これの41番の障害者グループホーム等を利用した単身生活移行モデル事業とあって、これは障害者グループホームの利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援する

システムというので、対象者19人で、内容的には「事業の推進を図る」だけで、何も書いていないので、これ、実際にうまくいっているのかどうか、これも事務局にお伺いしたいという1点です。よろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、小倉委員、お願いいたします。

小倉委員 東京都医学総合研究所難病ケア看護研究室の小倉と申します。今回、初めて参加をさせていただきます。

私の研究所は、前身の東京都神経科学総合研究所、今、府中市にあります都立神経病院、それから府中療育センター、それから多摩総合医療センター等のキャンパスの中で、特に神経筋疾患等の難病の方々の症状や障害への対応、それから医療環境整備における課題について提示をしていくということに関係して、地区医師会の先生方、また、都の関係機関の方々と一緒に活動しております。

神経筋疾患等の難病の方々は、平成24年から障害者総合支援法で難病を入れていただいておりますけれども、こうなる以前から、実際にその難病に伴う障害によって、既に障害の対象となっていっしまいました。その中では、非常に医療依存度が高い中で、この障害のサービスを利用させていただくことに、なかなか課題が大きい現状がございましたので、特に医療依存度の高い障害を持つ方々の障害の制度のあり方というところで、積極的に参加をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、斉藤委員、お願いいたします。

斉藤委員 東京都精神障害者団体連合会事務局長の斉藤と申します。今回が初めてですので、よろしくお願いいたします。

私と一緒にピアカウンセリングの電話当番をしていた者が40代半ばの女性だったんですけれど、就職活動をしていまして、ピアカウンセリングの当番をしながら就職活動をしていまして、先日、就職ができて、よかったなと思ってほっとしているところなんですけれども、精神障害者の雇用というのは、身体、知的障害者に比べて少ないということが現実です。それで、精神障害者も、身体、知的ぐらいに雇用が上がっていければと思っています。

それから、私は、今、親元を離れて、ひとり暮らしをして10年たちますけれど、私がひとり暮らしをするときにグループホームに入居しました。それで、予定どおりに2年で卒業したんですけれども、グループホームは2年間でいろんなことがありました。楽しかった思い出とか、けんかしてつらかったこととか、いろんなたくさんの思い出が詰まった2年間だったんですけれど、非常に有意義だったと実感しております。この大変ありがたいグループホームなんですけれど、私は卒業するときも、アパート探しを世話人の方が一生懸命世話してくださって、いいアパートも見つかって、本当にありがた

いと思っています。それで、このありがたい、本当にありがたいというグループホームがどんどんふえていって、利用者がどんどんふえていって、卒業者もどんどんふえて、有意義なグループホーム生活を送れて、卒業できる人がたくさんできたらいいというふうに思っています。どうかグループホームをふやしていってほしいと思います。

以上です。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、坂本秀夫委員、よろしくお願いいたします。

坂本（秀）委員 私は、NPO法人の東京難病団体連絡協議会の理事長をしています、坂本といいます。

皆様、ご存じのとおり、昨年4月から難病患者も障害者の範囲の中に加えていただくことになりました。現在、国会で難病に係る法律の制定の動きがあり、2月中旬には難病患者を救済するための法律が提案をされるのではないかと考えております。難病患者は、医療だけではなく、福祉だとか、就労だとか、難病患者が社会の中で生きていくために必要な、社会的な援助が必要になっております。そういうものが法律という形で整備をされていくという状況にあります。そういう点では、本日の配付資料の障害計画にかかわる進捗状況の番号で言いますと、80番の医療費特殊疾病、難病にかかわる医療費助成の問題からしますと、国の対象疾患が56疾患、都単が23疾患という形になっていますが、この医療費助成の対象疾患が56疾患から300疾患に、大幅にふえる形になります。

それから、裏のページの75番の難病相談・支援センターの運営の関係でありますけど、こちらのほう、私どもの団体が、東京都から受託をして、運営をさせていただいております。ただ、先ほどもお話をしましたとおり、昨年4月から難病患者も障害者の福祉を受けられる形に一応なりましたけれど、実態としては、まだまだ区市町村の窓口に行っても、難病患者の福祉というのはまだまだ準備はできていないという、そういう実態にあります。また、難病患者は、この福祉制度、長らく福祉の外に置かれていた関係がありまして、難病患者自体も福祉というのは何なのかという、障害者福祉というのは何なのかということについてよくわからないという、制度自体を知らないという形になっています。そういう点では、難病相談・支援センターで相談に携わっている相談員の研修も必要ではないかと考えています。障害者福祉の制度にかかわっても、ぜひこの研修についてのご援助をよろしくお願いいたしますと思っております。

それから、最後に、私どもの団体も、東京都と予算要求にかかわりまして意見交換をしております、それにかかわって、124番にあります障害者スポーツセンターの運営問題について要望させていただきました。これにかかわりまして、東京都の担当の窓口のほうからは、障害程度区分の認定を受けなければ、そのスポーツセンターの利用はできないという回答がなされましたけれど、障害者の場合については、身体障害者手帳を提示をすれば利用できる形になっています。私たちの場合については、130疾患が

福祉の対象に、国の場合はなっていますので、この対象疾患であるということについて確認できれば、ぜひ利用できるようにしてほしいということで、要望を持っておりますので、引き続き、改善方よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、ちょっとごめんなさい、読み方が難しくて。

笹生委員 「さそう」です。

高橋（紘）会長 笹生委員、よろしくお願ひいたします。

笹生委員 笹生です。私は、日々、知的な障害を持つ方の地域生活援助をしておりますけれども、特に、先ほど来、ほかの委員の方からもお話がありましたように、グループホーム・ケアホームには特に深くかかわっているつもりであります。資料にもありますように、東京都独自の非常に有効な制度をつくっていただいて、順調に伸びておりますけれども、中身としてはまだ古くて新しい課題、問題がまだまだあるなというふうに思っております。この場を通して、またその問題を深く考えたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、佐田委員、お願ひいたします。

佐田委員 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の佐田といいます。ちょっと長いので、障都連ということで呼んでいます。

私どもの団体、さまざまな障害者の団体が加盟をしています。本当にきょう、この計画の立案に参加させていただくということで、これまでも都は本当に大きな施策、国についても大きなやっぱり影響を持っていたんじゃないかなというふうにして思っています。そういった点では、私たちの加盟している団体からまたさまざまな意見を上げながら、この場でさまざまな意見を出させて計画を深めていく、そういったことができればというふうにして思っています。私自身もいろいろ皆さんの意見を聞きながら学ばせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、柴田委員、お願ひいたします。

柴田委員 柴田です。第四期の専門委員をやらせていただきまして、2回目になります。前は知的障害の分野からでありましたが、今回は自閉症、発達障害関係から参加させていただいております。

発達障害につきましては、法律で障害の中に加えられましたが、現在、都内では、発達障害児童についての対策は、各市町村でかなり進んできてはいるんですが、成人の部分については極めておくれれておりまして、今後、そのことが大きな緊急の課題になりますので、ぜひとも検討に加えていただきたいと思ひます。

それから、現在進められています障害者サービス利用計画の推進でありますけれども、これが非常に東京都はおくれれておりまして、あと期限は1年ということになりますけれども、

ここも何とか期限内にできるようにお願いをしたいところであります。

それから、グループホームについては、その目標数がそもそも余りにも少ないのではないか。これは在宅の方がグループホームに入るといふこともありますし、それから今後は入所あるいは入院からの地域移行もあるわけでありまして、それを比べても、前回の計画でも地域移行者数よりもグループホームの数の目標のほうが少なかったりしますので、やはりここは抜本的にグループホームの目標数値は上げていただきたいと思っております。

最後になりますが、そのための方策として、地域拠点が、現在、お手元に配られております厚生労働省の最後の資料の参考資料2というものの一番後ろに、地域生活支援拠点を国は平成29年度までに全市区町村に、ないしは圏域に最低でも1カ所ということで提案をしております。これをぜひとも東京都内で、基本的には全市区町村に、特にこのグループホームタイプのものを1カ所ずつ入れるという思い切った提案を入れていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、寺田委員、お願いいたします。

寺田委員 多摩在宅支援センターの円の寺田と申します。初めての参加なので、よろしくをお願いいたします。

私どもの事業は、精神病床が多い八王子と、全く単科の精神病院がない立川市で、精神科の訪問看護を特化した形で訪問を行っております。それと福祉事業も行っています。特に医療面ではもう9年目に入りますが、社会的入院の方はもとより、訪問看護をやるようになりましてから、「社会的無支援者」というふうに私たちは呼んでいるんですけども、支援が全く入っていないご家庭や、入ってみたら非常に生活困窮の家だったり、そこに障害のある方たちが多数住んでいたという現状があります。そこで、第三者から見れば虐待が行われていたり、そういった社会的無支援の方たちがかなり多くいらっしゃるんです。そういった方たちの支援を、もう少し医療と福祉が地域の中で一緒に相談して支援していく体制というのがとても大事ななというふうに思っております。私ども民間でやっているのは限界があるので、できたら行政、都や区市町村と民間のNPO団体等と協働・連携しながら、社会的無支援者や社会的入院の退院促進に関して対応できるというふうなことに常々思っています。

福祉事業では、今、私どもも計画相談を行っております。立川市でやっているんですけども、30%弱ですか、多分東京都の中では多いほうではないかなというふうに思っていますが、平成26年度までの3年間の中で、3障害の方の計画相談が一体本当にできるんでしょうかと不安の声が上がっています。現場の者も、かなりもう本当に精いっぱいやっているんですが、なかなかマンパワーも不足しているし、それと、なかなかペイしないという現状の中で、人を雇えない状況もあるので、大体兼務でやっているんです。こういった計画相談支援に関して、それと地域移行支援に関しても同じです。なかなか

全体の中で、情報もそうなんですけども、利用者さんご家族、それと事業所の中になかなか情報が入っていかないような現状があります。

もう一つは、地域移行支援なんですけども、退院促進コーディネート事業というのが精神科病院の退院促進に向けて、東京都で私どもも委託を受けておりました。それが終了して、地域移行促進事業という形で、精神科の病院と自治体と民間の事業所でやっているんですけども、やはり退院促進事業の5年間の後、非常に地域移行が数値的にも下がってきているし、なかなか精神病院と、それから地域の連携がうまくいかなかったりということがあります。その辺が非常に数値的にあらわれて、今年度も非常に低い数値であらわれてくるのではないかなというふうに思っています。何とかそういった現場の声を、こういった東京都の施策、計画の中で反映できるような形になればいいなというふうに思っています。

あと、もう一つはつけ加えなんですけども、精神保健福祉法が改正されて、家族の保護者制度も廃止されていきます。それと、私たちは現場の中で医療保護入院とか、措置入院の現場に遭遇しているんですけども、最近、確かに社会的入院者は減りつつありますが、特に統合失調症は減ってきていますが、頻繁な入退院が非常にふえています。同じ方が頻繁に入院しているんです。退院するときも非常に丸投げ退院というんですけども、退院準備もなくぼんと地域の中に帰り、再び精神状態が悪化し入院するといった繰り返しが行われています。精神科病院と地域が連携できるような仕組みができるといいなと思っています。よろしく願いいたします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 すみません、きょうはゆうあい会本人部会の代表としてまた本人の立場からお話をしなきゃいけないと思うんですけども、なかなか私たちは、やっぱり知的障害者の団体でもあり、なかなかついていけない。制度上の問題、いっぱいこれからありますと、変わっていきますというふうに高橋会長がおっしゃいましたけども、私たち、ほとんど情報がありません。そして、前回にもあったんですけども、声を上げようかと言ったんですけど、なかなか声を上げるにも声を上げられない。だから、何を言ったらいいのか、どう伝えたらいいのか、みんなにそのことがどう伝われば一番いいのかということも、まだまだ伝わっていかない。また、相手も聞けない悲しさもあるということ。

共生社会ですよとおっしゃいますけども、まだまだそうではない。やっぱり知的障害者がそこにいるというだけで、そういう色目で見られてしまうという悲しさもあるんだということも、私たち知的障害者であり私も常々そう思います。同じ人間なのに、赤い血が流れているのになぜ、そんな色目でみるんでしょうか。きょうもこれを拝見したんですけども、この資料もやっぱりデータが出てくる。データではなく、そこにいる人達の言葉が出てこなければいけないと思います。それを含めて、考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、山下委員、お願いいたします。

山下委員 知的障害者の福祉サービスを展開しているところの一応代表ということで出させていただきます。2回目となります。

幾つか述べさせてもらいたいんですが、就労支援なんですけど、数値的には就職をしたという形で出てくるんですけども、けさも、ちょっと就労支援をしている職員との話をしている中で、現実には29時間での契約ということで、社会保険の不適用の中での契約というようなこともあり、その就労は、ただ数だけで就職したからいいということではなく、どういう中身で就職しているのかということについて、少しやっぱり深めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、在所延長と言ったらいいんですか、児童入所施設からが、今、昔は続けていられるという状況で、過齡児と言われていたんですけども、法律が変わりまして、在所延長ができなくなったということなんですけども、先ほども入所施設の数が減ってきたというふうにありましたけども、都内の入所施設は減っているかもしれませんが、都民で児童施設から卒業した人が全国に飛び散っているというのが現状です。都内に行くところがなくて、北海道から九州、沖縄まで、知的障害を持った人たちが広がっていくというのが現状になっています。特に児童施設で育った人たちが、なかなか在宅に戻ることも難しいし、もちろん都内の入所施設に入ることも難しいという中で、そういう状況があるということで、先ほど柴田委員もおっしゃっていましたが、グループホーム、それから前回もお話をさせていただきましたけども、入所施設も、現実的にどこで居住をしていくのかということをおこの会で考えてほしいなと思います。

最後にもう1点、申しわけないですが、相談支援なんですけども、来年度までに全員というような話になっているわけで、国のほうも、その年度を越えないと。必ずサービス等利用計画がなければ区分判定ができないというような話になっていて、青梅市は進んでいるほうかもしれませんが、知的障害者700名に対して、現実には相談できる相談員は3名です。今度、うち、新宿に出ますけども、新宿は1,700名で、うちの職員1名か2名でやるみたいな感じで、本当に1年間で終わるんでしょうか。東京都のほうも相談員の養成については、いろいろやってくださったことは事実ですけども、どういう形でこの1年間で相談支援、計画相談が終わっていくのかというのを早急にやっぱり出していかないと、全然たどり着かない。東京だけがその国の方針からおくってしまうというような実態があるのではないかとこののを、もう一度、考えてほしいと思います。

以上です。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりました。伊藤委員、よろしく願いをいたします。

伊藤委員 東京都精神保健福祉民間団体協議会代表をしています伊藤といいます。私も

精神保健の関係で地域支援のほうをやっております。

今回の計画でも話されましたが、精神障害者、今年度、昨年の4月から4大疾病が5大疾病ということで、精神障害者もやっとその疾病の中に入ったということです。これは非常に大きなことで、今さらかというような感じで、遅い時期に入ったかなというふうに思っております。その中身の問題で、これから精神疾患の問題をどう普及啓発というか、正しい理解をしていただくかというところを施策として頑張っていかなきゃいけないなというふうに思っています。約1年たった中で、東京都として、この精神疾患の問題をどう都民に啓発していたのか、その成果はどのようなのか、検証していきたいと思っていますし、今後の取り組みについてもすごく期待をしていますし、一緒にやっていきたいなというふうに思っているところです。

先ほど来、多くの委員から言われていますが、計画相談についても、実際に計画を策定している担当として、非常に危惧をしております。あと1年という中で、障害者が計画をつくらないとサービスを受けられなくなるということ避けたいということをおっしゃっていますし、丁寧な対応をして、本当に望む計画をつくりたいなというふうに思っているんですが、実際、そのような時間があるかどうか、心配をしているところです。

あわせて、地域移行の問題、この計画にも出ておりましたが、地域移行を進めているところも計画相談をつくっているところがやっております。それとの兼ね合いで、なかなか地域移行が進まない現状、これは計画相談にシフトしてしまっているというのも確かにあるかなというふうに思っていますが、地域移行も大切な問題として、どう進めていくか考えていきたいなと思っていますので、今後の議論をよろしくお願いいたします。高橋（紘）会長 ありがとうございます。

委員の皆様の協力で、非常にスムーズに時間が経過することができて、予定よりちょっと早目かなと思っておりますが、それぞれの委員の皆様から、非常に大事な論点が出されているような気がいたします。これ、ぜひ事務局のほうで、きょうの皆様の発言録の中から、次回等を含めて検討しなければいけない課題も、相当ご提案もいただいておりますので、単に聞きっ放しではなくて、きちんと受けとめるということで、整理をしていただいて、これをまた委員の皆様にも共有していただくというような、そういう工夫をぜひお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

というわけで、うまく時間があれば、またもう少し自由にご意見をいただく時間がとればいいなというふうに思っておりますが、この協議会は、これから何をするのかということが大変大事なことでございますので、東京都障害者計画・第4期障害福祉計画の策定スケジュール（案）についてという資料がございます。これは資料4になりましたらどうか。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

藤井課長 それでは、これについて説明させていただきます。

まず、資料4をごらんいただきたいと思っております。東京都障害者計画・第4期障害福祉計画の策定スケジュールの現時点での案についてご説明いたします。

都道府県障害福祉計画につきましては、国が定める基本指針に則して策定することとなっております。その国の基本指針についてですが、3月に改定が予定されております。そのため、都の対応につきましては、その基本指針の改定を受けて検討したいと考えております。その後、平成26年度の第1四半期か、もしかすると6月ぐらいになってしまうかもしれませんが、区市町村に対する調査やヒアリングを実施し、状況把握に努めるとともに、本協議会における審議開始を予定しております。そして、来年度の第4四半期には本協議会による提案を受けまして、計画策定を予定しております。

なお、本協議会における今後の審議事項や開催日程につきましては、国の基本指針が明らかになった後に、事務局で検討の上、提示いたします。

先ほど、中西委員のほうから、この推進協の中で協議していく事項についてのご質問がありましたが、そういったことで、今回の協議会の中では主に実績のご報告をさせていただくことを主といたしまして、今後、何をこの会の中で検討していくかにつきましては、今後の課題とさせていただいておりますので、中西委員のお話も受けまして、今後、考えていきたいと思っております。

また、中西委員のご発言の中に1点、資料3-7の計画事業の進捗状況につきまして、事業ナンバー41のグループホーム単身生活移行モデル事業についてのご質問がありましたので、この段階で、あわせてお答えさせていただきたいと思っております。

事業を所管します居住支援課長が来ておりますので、居住支援課長のほうから説明をいたします。

土本課長 居住支援課長の土本でございます。

それでは、41の障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業の進捗状況ですけれども、この事業、グループホームの利用者が地域で一般の住宅に住まわれるということやっておる事業なんですけれども、24年、25年ということやっておりますが、24年から始めておるということで、ほぼ1年ということになるということ、今度のちょうど2月12日に、施設の担当者の方と私どもと意見会合を持ちまして、その場でいろいろ意見する中で、ちょうど1年たったときの実績とかも見ていこうというふうに計画しておりますので、ちょっと今の時点では、実績について数字何人というのはちょっと控えさせていただきまして、また次回について、その結果とかをご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

藤井課長 それでは、引き続きまして、資料5、平成27年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し(案)の概要について、ご説明させていただきます。

先ほど、スケジュールの際に申し上げましたとおり、基本指針につきましては、国が3月に改定するというようになっておりますが、現段階の状況につきましてご説明させていただきます。

国の資料は、参考資料2の中でつけさせていただいているんですけども、非常に量が多いこともございますので、この概要によって説明させていただきたいと思っております。

資料5をごらんいただきたいと思います。本資料につきましては、厚生労働省が1月24日に開催した社会保障審議会障害者部会における配付資料につきましては、事務局において要約したものでございます。

基本指針の見直し(案)についてですが、主なポイントとしては3点があります。一つ目のポイントは、計画の作成プロセスに関する事項として、PDCAサイクルの導入でございます。「成果目標」や「活動指標」の見直しなどに加えて、各年度の間評価、評価結果の公表などが検討されております。

二つ目のポイントは、個別施策分野：成果目標に関する事項でございます。一つ目の福祉施設から地域生活への移行促進でございますが、成果目標は継続とされておりますが、地域生活移行者の増加や施設入所者の削減について、さらなる推進に向けて、目標値の上乗せが検討されております。二点目の精神科病院から地域生活への移行促進でございますが、成果目標の変更が検討されております。

次のページに移りまして、3点目、(3)の地域生活支援拠点等の整備でございますが、新規の成果目標として、地域生活を支援する機能を持った拠点等について、各区市町村に少なくとも一つの拠点等を整備することが検討されております。

次に、4点目の福祉施設からの一般就労への移行促進でございますが、成果目標の整理・拡充といたしまして、さらなる一般就労への移行や、就労移行支援事業の利用者数の増加等が検討されております。

そして、最後、三つ目のポイントは、個別施策分野：その他でございます。新規に障害児支援体制の整備として、障害児支援への言及や利用児童数の見込みなどを定めることが検討されております。また、研修や虐待防止等についても、変更することが検討されております。

詳細につきましては、先ほどの参考資料2をご確認いただければと思っております。

事務局からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋(紘)会長 ありがとうございます。

これから指針が出て、それに従いまして検討をすると。それで、もちろんこれ、改めて言うまでもないわけですが、東京都の計画というのは、区市町村が非常に実施責任が大きい、そういう領域でございますので、区市町村とのやりとりがあるというふうに認識しておりますが、これはなかなか、東京都の立場と区市町村の立場というのをどう調和するのかというのは、なかなかこれからの議論としては、多分いろいろなご意見、きょうもそれにかかわる委員からのご指摘もいただいておりますので、こちら辺の議論はこれから進めなければいけないなというふうに思っております。

それから、私のほうから申し上げますと、障害福祉計画であります。障害者基本計画でございますので、いわば給付と同時に、バリアフリーから始まり、それから先ほどグループホームの言及がございました。これは住宅の問題、高齢者と高齢者住宅の話が相当整備が進んでおりますが、障害者にとっても全く住まいをどう確保するか。グルー

プホームでいいますと、やはり共同居住の場というものをどういう形で進めるかというのは、これ、一方で、建築基準法上の問題もありますし、東京都はバリアフリー条例が非常に厳しいということがございまして、小規模施設が建ちにくい、そういう現実があります。これも含めて地域拠点の話が出てまいりましたが、そこら辺をどう考えるかというのは、多分非常に重要な問題だというふうに私も考えておりまして、これは単に福祉行政の議論ではなくて、都市整備局の建築基準行政なり、バリアフリー施策の運用の問題として、東京都は国の2,000平米以下まで全部適用していますので、非常にコストがかかる改装をやらざるを得ないような状況が起こっていますので、これ、きちっと整理をいたしますと、いろんな運用の仕方でクリアできるはずだと思っておりますが、そこら辺も含めて、これ、高齢者の小規模施設もそうでございます。とりわけグループホームが伸びないというのは、そういうことがあるというふうに、私、認識しておりますので、福祉部局と都市整備局のポジティブな形での調整をぜひお願いしたいなとか、いろんな課題がございまして、これは次回以降、一つ一つのテーマについて、いろいろな議論をしていただくことになろうかと思っております。

そういうことも含めて、まだちょっと時間、50分には必ず終わらなければいけないという、そうしないと何か閉まってしまうようでございますので、あと、そうですね、5分か10分、この際という形で、先ほど発言いただきましたが、補足の議論があれば、いろいろ発言したい方がいらっしゃるかと思うので、手短によろしく願いいたします。中西委員 中西です。DPI日本会議です。

今回、高橋儀平先生も、副会長入っていただいているし、ちょっと重要な課題が多いので、分科会形式か何かで、三つ、四つの分科会をつくれればよいなど。精神の方、知的の方の問題、グループホームの問題、バリアフリーの問題というふうな形で、少しグループディスカッションを含めて上へ上げてくるようなシステムを、今回、ちょっと余裕が会議はありそうに見えたので、提案したいと思っておりますけど、ご検討いただきたいと思っております。

高橋（紘）会長 多分これからの進め方、次回に多分こういう議論をしていただけたらと思いますので、ご意見として承らせていただきます。

柴田委員から手が挙がっておりました。

柴田委員 先ほどちょっと言い忘れたんですが、虐待防止法が施行されまして、さまざまな虐待が報告され、また、虐待が発生した場合には、その対策、防止策が検討され、再発防止に努めておられるところでもありますけれども、ただ、都内の非常に大きな問題として、主に住まいの場に関する入所もあわせてでしょうけれども、そこで生じる虐待については、追い出されては困ると、行く場所がないということから、被害者及び家族が声を発せられないという状況がありまして、それが非常に深刻な状況を生んでおります。これは、やはり居住の場が足りないということの結果でもあるわけですが、そういう点からも、居住の場の整備について、特に緊急の課題として取り組んでいただきたい

というふうに思います。

高橋（紘）会長 ありがとうございます。

どうぞ。

加藤委員 意見というよりも、単純な質問なんですけど、きょうの資料3-7、障害者計画に係る計画事業の進捗状況の116番と119番の数字の関係のことですが、116番、私立特別支援学校等における障害児教育への助成で言うと、幼稚園156園で障害者を受け入れているということですが、これは都内の全域の幼稚園の数からすると、何園ぐらいの割合になるんだろうかというのが1点。それから119番、学童クラブ事業への助成も同様、都内に学童クラブ、それこそ、大分あると思いますけれども、障害児受入クラブ数1,164カ所、児童数3,028人というのはどのぐらいの割合になるんだろうかということ、場合によっては次回でも結構ですけども、教えていただければと思います。というのは、やはり子どもの小さいころから、障害を持った方が一緒に健常な方と生活をしていくということは、とても大事なことじゃないかというふうに私は考えておまして、そういう意味で、この割合のことをお聞きしたいと思いました。

以上です。

高橋（紘）会長 これはすぐお答えいただけるか、次回にご報告いただけるか。

藤井課長 次回の報告とさせていただきたいと思います。

高橋（紘）会長 それでは、どうぞ。

佐田委員 すみません、一つ、防災対策の問題についてなんですけど、これも本当に直下型地震がいつ起きてもおかしくない状況にありますので、この問題についても、幾つかの計画が出されてはいるんですが、少し重点として取り上げていただけたらなど、ぜひ話をさせていただければと思っています。

それから、あと幾つか、例えばデータなんかを求めるということもできるんでしょうか。例えばこの就労のところのをやったんですが、資料3-6の一般就労への移行に係る実績なんかのところ、例えば離職率等がわかれば、就労というのはわかるんですが、その後のいわゆる離職とか、そういったところが数字的にわかれば、そういうところも出していただけると、いかがでしょうか。

高橋（紘）会長 これはかなりコンパクトにしたデータでございますので、そのバックのデータはいろいろあるのではないかと思いますけど、そこら辺も審議の過程の中でいろいろお出しいただけるのではないかというふうに思っておりますので、そういうご指摘いただいたことを事務局として受けとめていただきたいと思います。

それでは、越智委員からお手が挙がっていたような気がします。

越智委員 越智です。意見ではなくて、お願いがございますので、お話をします。この会議には聞こえない人とともに、会議をする経験が今までなかった方もいらっしゃると思いますので、聴覚障害者と一緒に会議をするときのルールといいますか、それをお願いをしたいと思っています。例えば手話通訳を通してお話を承っておりますので、私の

ほうがお話を聞いて考えるきっかけがつかめない場合があります。ですので、まずお名前をおっしゃってから発言をいただければありがたいと思います。私だけではなくて、ほかの障害者の方にとっても、笹川さん等も同じかと思います。また、この会議室の範囲だけではなくても、発言を確認するためにマイクの赤いランプをも見ておりますので、発言が終わった後、必ずランプを消していただけるように、ご協力のほどお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

高橋（紘）会長 ぜひ、わかりにくい、聞きにくいことがあったときは、遠慮なくご指摘をいただきますように、きちんとそれぞれ了解して、会が終わることが大変大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そろそろちょっと予定の時間、終了時間を少し残しておりますが、あたふたと帰るの大変なので、よろしゅうございますか。どうしても発言ということがあれば、お一方お受けいたしますが、ご発言はこれで、次回、またお目にかかるときに、引き続きご発言をお願いできると思っておりますので、これで議事は終わらせていただきたいと思いません。

最後に、事務局から連絡があるようでございますので、よろしく願いをいたします。  
藤井課長 事務局です。本日は、皆様から貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

本日は、非常に資料も多く、十分にご意見を発言できなかった委員もいらっしやると思います。ご意見、また、資料の依頼などもありましたが、そういったものがある方につきましては、改めて文書などによって事務局のほうに出していただければと思います。

本日、いただいたご意見につきましては、次回以降の総会や専門部会における議論に活用させていただきたいと思えます。

次に、次回の協議会ですが、先ほどご説明させていただいたとおり、来年度になりますが、一応第1四半期ごろということで予定しております。開催日につきましては、改めて調整をさせていただきます。

また、事務的な話になりますが、本日、配付の参考資料のうち、参考資料1の冊子につきましては、そのまま机上に残していただきますようお願いいたします。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

（午後8時47分 閉会）